

第8章 色彩基準

1. 色彩の考え方

松島の景観は、海と松島丘陵が織り成す自然の色が地色となっており、これに樹木や田園の四季が彩りを添えています。瑞巖寺をはじめ歴史的な建造物が集積する寺町界隈では、自然の素材が活かされた色彩をまとった建築物を見ることができます。こうした自然の地色を活かす伝統は、現代的な建築物等に継承されたものもあり、松島のまち並みは穏やかで暖かみのある色彩が基調となっています。

使用を控える色（基調色）
○赤～黄赤で彩度が4を超えるもの（松島湾景域は6を超えるもの）。
○黄赤～黄で彩度が6を超えるもの（景観重点地区は4を超えるもの）。
○上記以外の色相で彩度が2を超えるもの（景観重点地区は1を超えるもの）。
○蛍光色

※ここで示す色彩基準は、日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色彩の表示方法(マンセル値)によっています。
 ※基調色とは、建築物の屋根・外壁、工作物の外観において、最も大きな面積を占める色彩で、まち並みに大きな影響を与える要素です。
 ※ただし、五大堂のすかし橋や福浦橋、渡月橋などの歴史的な建築物、工作物の色彩についてはこの限りではありません。

色彩の誘導の考え方

①背景となる山並みの緑になじむようにする。

松島を象徴する松などの樹木の緑色は、彩度6程度の鮮やかさです。

この緑よりも鮮やかな色彩が大きな面積で存在するのは日本三景松島の風景にふさわしくありません。そのため、建築物等の基調となる色彩は緑を尊重し、緑の鮮やかさを超えないようにします。



松の緑
 色相 5GY
 明度 2~4
 彩度 3~6

②海や島々などの自然・地形の色彩や自然素材を用いた伝統的な建造物色彩を尊重する。

海や松、海蝕崖の自然・地形の色彩や、寺社や寺町の屋根、壁、塀、参道の石畳やコケなどは、彩度の低い落ち着いた色彩です。

これらの自然色や素材そのものの色を尊重し、建築物等は落ち着いた色彩を基調とします。

そのため、G(緑)、B(青)、P(紫)といった寒色系で人工的な印象を与える色彩や蛍光色などが大きな面積を占めることは避けるようにします。

ただし、伝統として継承されている色彩や、無彩色に近く落ち着いた色彩は使用できるものとします。

○海の紺碧や松の緑、海蝕崖の生成色			
○歴史的な寺社等の壁の木製部分、瓦、漆喰			
○参道の石畳、スギの幹、コケ			
○寺町の建物の明るい壁、板塀、瓦			

2. 色彩基準一覧

本計画では、松島の自然や風土と共存する素材そのものの色を建築物の外壁・屋根、工作物の外観に活かすことを基本とし、派手な色や蛍光色などのなじまない色彩は使用を控えることとします。ただし、着色や塗装などを行う場合は、色彩基準に示した色彩を基調色とします。

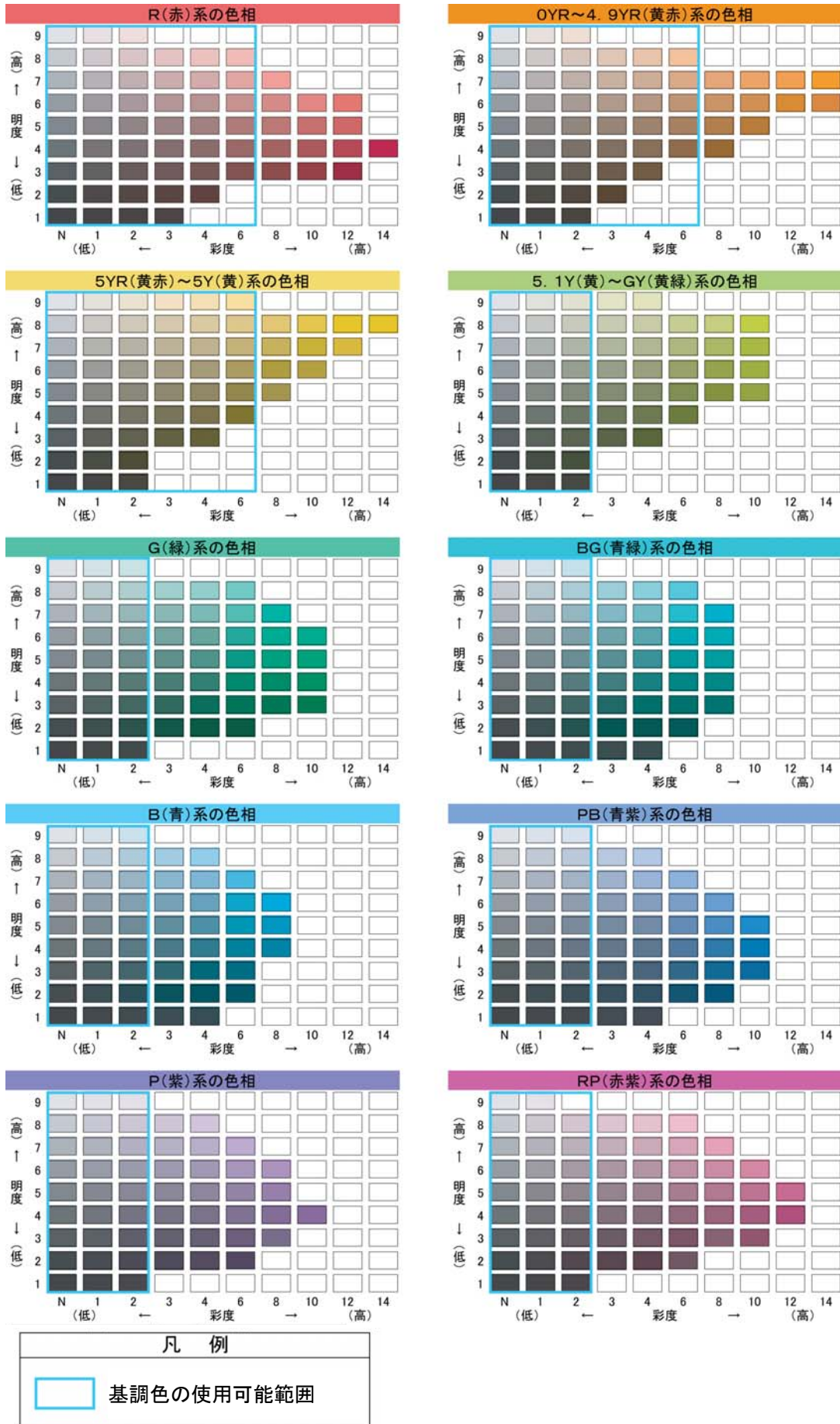
【景観法第8条第2項第2号関係】

色彩基準Ⅰ：松島湾景域			
	色相	明度	彩度
基調色	OR～5.0Y	— (制限無し)	6以下
	その他		2以下
色彩基準Ⅱ：緑の景域			
	色相	明度	彩度
基調色	OR～4.9YR	— (制限無し)	4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下
色彩基準Ⅲ：景観重点地区			
	色相	明度	彩度
基調色	OR～5.0Y	— (制限無し)	4以下
	その他		1以下
屋根色	OR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		1以下

※基調色とは、工作物の外観において、最も大きな面積を占める色彩

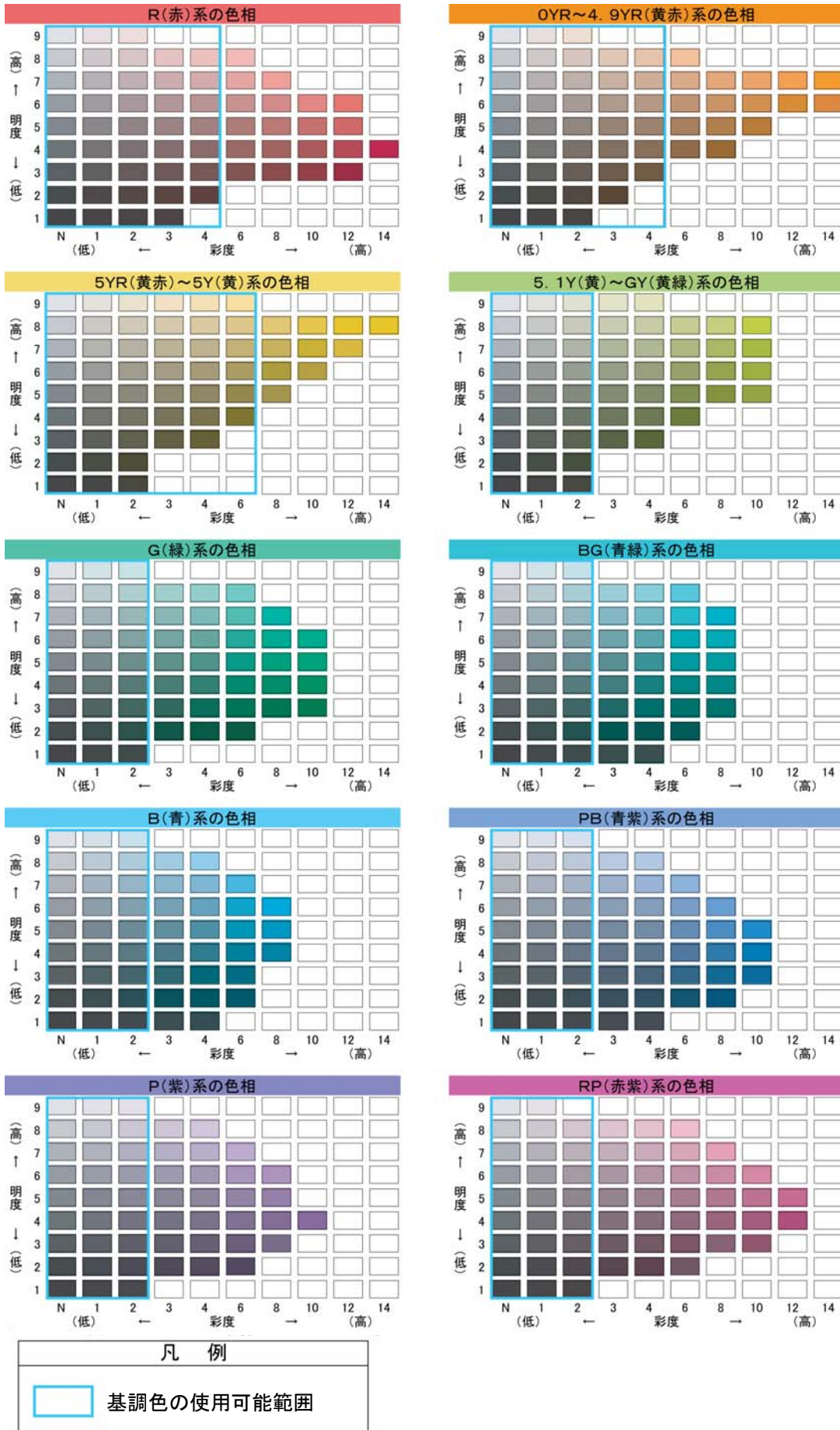
【参考資料】

代表的な色彩のカラーチャート（松島湾景域の場合）



【参考資料】

代表的な色彩のカラーチャート（緑の景域の場合）



【参考資料】

代表的な色彩のカラーチャート（景観重点地区の場合）

